

商工神奈川

2022

9

組合あんでな


**組合オリジナルスポーツ自転車「かもめ自転車」を販売開始！
～神奈川県自転車商協同組合～**



No.777

Contents

〈巻頭〉中小企業にとっての カーボンニュートラル[後編]	2
組合あんでな	4
中央会トピックス	6
神奈川県からのお知らせ	8
厚生労働省からのお知らせ	9
情報連絡員の声	10
組合Q&A	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13

4ページにこの内容を掲載しています! 



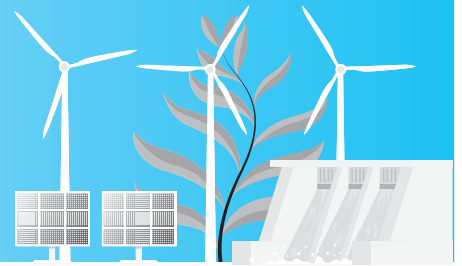
“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つな}ぐ”

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

【後編】

中小企業にとっての カーボンニュートラル



1) GHG 排出量とサプライチェーン

カーボンニュートラルに向けての企業の情報開示の流れは、今後、どのように中小企業に影響してくるのでしょうか。

GHG 排出量(CO2を含む温暖化効果ガスの総称。「CO2排出量」とも呼ばれますが、今回は「GHG 排出量」で表記します。)の情報開示は、一見、世界的な国際企業や上場企業、いわゆる大企業だけが行えばよい取り組みに思えますが、実は、GHG 排出量の算定にはサプライチェーンが大きく関わっています。

ご存じの通り、サプライチェーンとは、製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指す言葉です。大企業が情報開示を行う範囲がサプライチェーン全体と考えると、皆様の顧客の中にも関係している企業があったりと、繋がりが見えてくるのではないのでしょうか。

さて、GHG 排出量の算定方法にはどうしてサプライチェーンが関係するのでしょうか。企業は購入や販売を通じて様々な事業者とサプライチェーンで繋がっています。カーボンニュートラルを目指す取り組みを進めるためには、企業は自らの事業活動に伴う GHG 排出量を把握し、削減をしていかなければなりません。

しかし、企業が把握している範囲が、自らの排出に留まっている場合、省エネルギー型の製品や温室効果ガス排出量の少ない製品の普及による削減貢献が排出量の評価に反映されません。自らの GHG 排出量よりもサプライチェーンからの排出量の方が多い場合、大きな削減ポテンシャルを見逃すこととなります。こうしたことから、排出量の把握・管理に当たっては、自社の排出量だけではなく、サプライチェーンにおける GHG 排出量(以下「サプライチェーン排出量」といいます。)についても把握することが重要となっているのです。

2) サプライチェーン排出量

サプライチェーン排出量とは？

- 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと
- サプライチェーン排出量 = Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量
- GHGプロトコルのScope3基準では、Scope3を15のカテゴリに分類



◎の数字はScope 3のカテゴリ
Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

環境省：グリーン・バリューチェーンプラットフォームより
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SC_gaiyou_20220317.pdf

サプライチェーン排出量は、サプライチェーンにおける事業活動に伴って発生する GHG 排出量全体のこと、直接排出量 (Scope1)、エネルギー起源間接排出量 (Scope2) と、その他の間接排出量 (Scope3) の3つで構成されています。また、「その他間接排出量」Scope3は、自社が購入した物品(原料や消耗品など)の製造時の GHG 排出量や、消費者による自社製品使用時の GHG 排出量などがあり、15のカテゴリに分類されています。

横の図では簡易的に「①原材料」と記載されているのが Scope3カテゴリ 1「購入した製品・サービス」です。その算定範囲は、自社が購入・取得した全ての製品(原材料・部品、仕入れ商品や販売に係る資材等)及びサービスの資源採取段階から製造段階までの全ての排出量が対象になります。

この Scope3カテゴリ 1「購入した製品・サービス」の算定方法には、以下の2つがあります。

- ① 自社が購入・取得した製品またはサービスに係る資源採取段階から製造段階までの排出量をサプライヤーごとに把握し、積み上げる。
- ② 自社が購入・取得した製品またはサービスの物量・金額データに、製品またはサービスごとの資源採取段階から製造段階までの排出原単位をかける。

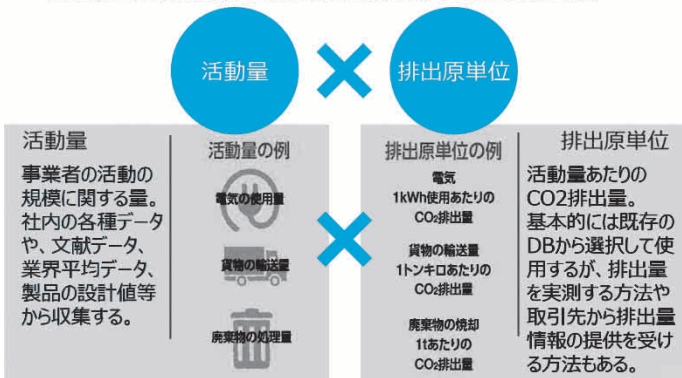
排出量の正確な把握という観点から、サプライヤー全てから排出量データを提供してもらうことが望ましいですが、現実的にはデータを提供していただくことが困難な場合がありますので、現在は排出原単位をかけて算定する方法での情報開示が数多く見受けられます。

ただし、サプライチェーンからの排出量の方が多い場合には、サプライチェーン・マネジメントによる削減行動(サプライヤーへの削減要請やサプライチェーンの見直し)が進むにつれ、サプライヤーからの排出量データが重要視されてくることが予想されます。

3) カーボンニュートラルに向けて何に取組めばよいのか

CO2排出量算定の基本式

- CO2排出量は、活動量に排出原単位を乗じることで、算定可能



環境省：グリーン・バリューチェーンプラットフォームより
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/study_meeting_2021.pdf

排出量が該当します。なお、サプライチェーン排出量の算定に活用できる排出原単位を取りまとめたデータベースがグリーン・バリューチェーンプラットフォームにありますのでそこから収集可能です。

それでは、カーボンニュートラルに向かってGHG 排出量の情報開示が進んでいく中、私たちは具体的に何をすれば良いのでしょうか。

GHG 排出量には Scope1、2、3と3種類があります。Scope3の把握は難しいですが、Scope1及び Scope2については、自社が所有または支配する事業からの排出量ですので、数値の把握はさほど難しくありません。まずは、この2つの排出量を把握するのが良いではないでしょうか。

GHG 排出量を算定するための基本式は、「活動量×排出原単位」です。活動量とは事業活動に伴い発生した使用量(数値)のことで、例えば電気でしたら特定した期間の電気の使用量がそれにあたります。排出原単位とは活動量あたりのGHG 排出量のことで、例えば電気1kWh 使用あたりのCO₂

◎環境省：グリーン・バリューチェーンプラットフォーム
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html



4) 自社の Scope 1 排出量 + Scope 2 排出量を算定する(エコアクション21の活用)

自社の Scope1 + Scope2を算定するには、自社でのエネルギー使用量の把握が重要となります。そしてその情報開示には、「どのような算定ルールで計算したのか」、「誰かが認めている情報なのか」という2つの信頼性が問われます。

算定した GHG 排出量の信頼性の確保は一企業で行うことが難しく、単独で行うにはかなりの労力を要します。そこで、GHG 排出量算定のための取り組みとして、中小企業の環境経営手法に用いられる「エコアクション21」を活用してはいかがでしょうか。

「エコアクション21」は、環境省が策定した「中小企業版 ISO」とも言われている第三者認証の環境マネジメントシステム(EMS)です。必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び水使用量を規定していますし、取得に際してはコンサルティング(指導・助言)を受けることもできます。

また、取組結果の公表を必須としていますので、自社の GHG 排出量を「環境経営レポート」としてまとめることで、エコアクション21*事務局の WEB ページにて公開されます。これにより、「算定ルール」と「第三者性」を確保しながら、顧客からの Scope1 + Scope2の GHG 排出量の開示要請にもタイムリーに応えることが可能となります。

今後、顧客の GHG 排出量削減に対する取組の一環としてサプライチェーンに関わる多くの企業に、GHG 排出量の開示を求められる場合が訪れることが予想されます。そのため、自社の GHG 排出量を開示することで、サプライチェーンでの GHG 排出量削減を求める顧客に対するアピールとなり、ビジネスチャンスの拡大にも繋がるものと考えられます。カーボンニュートラルに取り組む第一歩として GHG 排出量の情報開示について、次の経営戦略の一つと位置付けてみてはいかがでしょうか。

執筆者情報・プロフィール

戸川 孝則 一般社団法人サステナブル経営推進機構 (SuMPO)
カーボンニュートラル事業部部長 主任研究員

横浜市内の協同組合事務局を20年経験したのち、サステナブル経営の重要性を考え現職へ転職。「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」の三つの移行によって、外部環境が加速度的に変化していく中、持続可能な経済社会への「リデザイン(再設計)」を目指し、カーボンニュートラル社会の実現に向けて企業支援を SuMPO の業(わざ)をもって進めていきます。

※ エコアクション21 問い合わせ先

エコアクション21地域事務局かながわ(神奈川県中央会内) TEL: 045-671-1138



組合あんてな



組合オリジナルスポーツ自転車 「かもめ自転車」を販売開始！ 神奈川県自転車商協同組合



令和3年2月号で取材させていただいた組合オリジナルスポーツ自転車「かもめ自転車」が令和4年6月30日に販売開始しました。

今回の販売開始に合わせて、自転車の開発に携わった組合青年部の鈴木潤部長と河本泰繁副部長にあらためてお話をお伺いしました。

【かもめ自転車】
組合青年部を中心に開発。色は白と黒の2種類がある。発売開始から1ヶ月で80台以上を販売した。

Q. 販売開始から1ヶ月が経ちました。購入者からの反響と販売した感想を教えてください。

購入者からは、「一目ぼれ。スタイルに魅力を感じた。」「メンテナンスしやすい。」と好評を得ています。安い商品ではないにも関わらず若い世代からも人気が、とても嬉しく思っています。また、ネットで自転車を購入するような人が、かもめ自転車を店頭で見て購入するケースもあり、新しい出会いの場が生まれ、選ばれたことを大切にしたいと感じるようになりました。

Q. かもめ自転車の魅力を教えてください。

かもめ自転車は、技術を持った店が手入れをして販売しているので安心・安全で長く乗っていただけます。また、フレームにクロモリという素材を採用しているため、耐久性・衝撃吸収性が高く快適に乗ることができます。さらにカゴや泥除けなど、どんなオプションパーツも付けることができるため、ライフスタイルの変化にも対応ができ、長い期間相棒とすることができます。

Q. かもめ自転車が組合及び組合員にもたらしたメリットを教えてください。

かもめ自転車は組合員共通の販売商品なので、技術的に分からないことがあれば組合員同士で聞くことができます。組合内で技術を教えあうことで組合員の仲が深まり、さらには互いの技術の幅を広げる機会にもなりました。

また、かもめ自転車は組合員でないと取り扱うことができません。かもめ自転車を販売したいと思う自転車店が増えて、組合に加入する店が増えればと思います。

Q. 今後の展望を教えてください。

かもめ自転車は長く愛用できる商品です。メンテナンス時にはお客さまに合わせた提案をし、一人のお客さまと長くお付き合いをしていくことで必要とされる自転車店になれるよう頑張りたいです。今後は子供向けや電動自転車の開発を進めていき、組合独自商品のラインナップを増やしていきたいと考えています。



店頭に並ぶかもめ自転車



左から河本副部長・鈴木部長

「開発から3年が経ちようやく販売が開始しました。ここからがスタートですが、今はまだようやく完成したという気持ちが強いです。」と感慨深げにお話をされていたのが印象的でした。

神奈川新聞の取材を受けました。令和4年8月11日の朝刊に掲載されています。



それぞれのスタイルに合わせて乗れる1台

【問い合わせ先】 神奈川県自転車商協同組合

TEL: 045-311-6168

※開発経緯及び自転車の紹介は商工神奈川令和3年2月号に掲載しています。



かもめ自転車 HP

現在27の組合員店舗で販売されています。本体価格は64,800円(税込)です。

「高校教科書・副読本販売ネットワークシステムの開発」 ～コロナ対応から新たな共同事業への展開～

相模原市書店協同組合

相模原市書店協同組合は、相模原市立図書館や市立小中学校への図書納入(共同受注)、組合員が高校生に販売する副読本等書籍の共同購買(仕入)事業などを行っている組合です。高校生は義務教育ではないため教科書・副読本は有料販売となり、毎年校舎内で対面販売をしていましたが、コロナ禍となり感染防止対策の徹底が求められたため、販売方法そのものを大きく見直すためにネットワークシステム開発に取り組みました。今回、そのお話を当組合中村専務理事にお伺いしました。



従来の高校生への教科書・副読本販売方式 ～ 対面販売が大きな負担？ ～

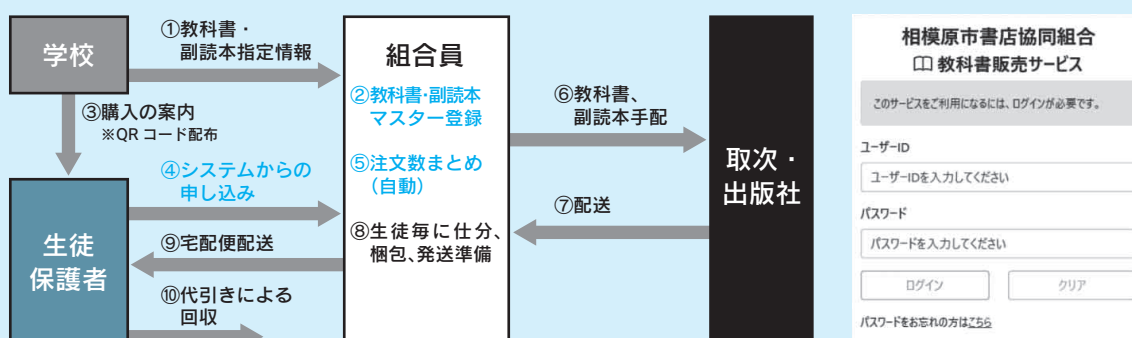
従来の高校生への教科書・副読本の販売方式は、学校で注文書を受け現金を受受し、本をその場で渡すか、後日自宅へ配送という対面方式でした。この方式では、釣銭間違いや配送伝票への氏名・住所の転記ミスといったヒューマンエラーのリスク、対面販売をするための人員確保といった課題があり、組合員にとっても相応の負担がありました。さらに、コロナ禍となったことで組合員は学生との接触時間を減らし感染リスクを減らす取り組みが求められました。

ネットワークシステムの開発 ～ 感染対策だけではない相乗効果 ～

そこで、全国中央会の「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」を活用し、生徒や保護者が教科書・副読本を Web で注文できるネットワークシステムを開発しました。生徒側はスマホなどで QR コードを読み取り、表示されたシステムに学校名・学年・氏名・住所等を入力し、必要な教科書・副読本を選択、注文を行います。組合員は、注文内容に基づき教科書・副読本を組合と提携している佐川急便で発送し、佐川急便が代金引換で品物を届けます。

このシステムを構築したことで、生徒側との接触機会を最小限に抑えることができ、釣銭間違いや配送伝票への氏名・住所の転記ミスなどのヒューマンエラー、人員確保の課題等が一挙に解決しました。また、現金の扱いが無くなったことで、硬貨を口座へ入金する際の手数料負担が無くなるというメリットまで生まれました。

システム構築後の業務フローとシステムのデモ画面



システム活用による今後の展開 ～ 新たな組合事業への展開も ～

すでに、組合員以外の書店からもシステムについて問い合わせを受けており、どのような形で参画してもらえるのがよいか検討しています。今後、システム利用者がさらに増えれば、組合員が行っている教科書・副読本の仕分け・梱包作業を配送まで一括で配送業者に外注する、という新たな共同事業への展開も見えてくるかもしれません。今回開発したシステムを有効に活用し、組合員にとってより良い形の組合事業を確立していきたいと考えています。

【お知らせ】

神奈川県中央会では組合のDX化(デジタル化)相談に応じています。
詳しくは、活性化支援部(TEL 045-633-5133)までお問い合わせください。
今後も各組合で取り組んでいるIT推進・DXについて、ご紹介していきます。

中小企業組合検定試験のご案内

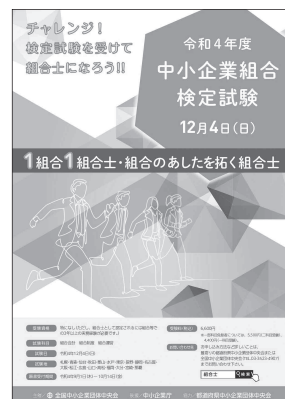
本年度の中小企業組合検定試験の詳細が決定いたしましたので、お知らせいたします。
試験に関するお申込み、お問合せは下記お問合せ先までお願いいたします。

中小企業組合士制度とは？

中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。今、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。現在、全国で約2,800名の方が中小企業組合士に登録されており、組合はもちろん中小企業団体中央会、商工中金等それぞれの分野で活躍しています。是非、この機会にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

試験日	令和4年 12月4日(日)
願書受付期間	令和4年9月1日(木)～10月14日(金) ※郵送の場合は10月14日(金)必着
試験科目	組合会計、組合制度、組合運営
受験料	6,600円 一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)
試験地	札幌、青森、仙台、秋田、郡山、水戸、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、山口、高松、福岡、大分、宮崎、那覇

■お問合せ先 本会 活性化支援部 TEL:045-633-5133



問題にチャレンジ! 次の文章について、正しい場合には○印を、誤っている場合には×印をつけなさい。

Q. 脱退した組合員の持分は、脱退した時点の組合財産によって決まる。



A. 正解: ×
脱退した組合員の持分は、脱退した事業年度末の組合財産によって決まる。

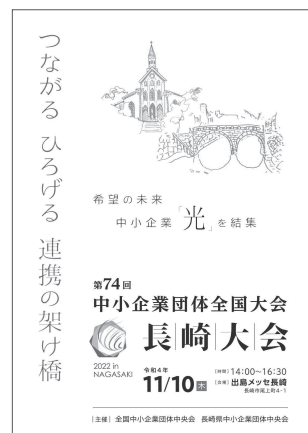
第74回中小企業団体全国大会(長崎大会) 開催のご案内

第74回全国大会が長崎県にて開催されます。ぜひご参加ください。詳しい申込方法等は、組合事務局様宛に別途送付している開催案内・申込書をご確認ください。

1. 日 時 令和4年**11月10日(木)** 14時00分～16時30分
2. 場 所 出島メッセ長崎(長崎県長崎市尾上町4-1)
3. 参加料 1人 6,000円
4. 主催 長崎県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会

お申込み締め切りは9月22日(木)となります。

■お問合せ先 神奈川県中小企業団体中央会
業務推進部 TEL:045-633-5131



組合設立専用お問い合わせフォーム 設置のお知らせ

神奈川県内で中小企業団体設立をお考えの方専用のお問合せフォームを本会 HP に設置いたしました。簡単な質問に対し回答を送信いただくと担当者より組合設立相談会への案内をご連絡いたします。
どうぞお気軽にご相談ください。



本会 HP のトップ画面にある「組合を設立したい方へ」をクリックすると「組合設立専用フォームお問い合わせはこちら」と表示されるので、そちらをクリックすると専用ページに移ります。

問合せ先

本会 組合支援部
TEL : 045-633-5132

[設立問い合わせフォームはこちら▶](#)



神奈川県からのお知らせ

BCP作成等支援専門家派遣事業

近年災害や感染症など不測の事態に対応し、事業を継続、発展につなげることができる事業継続力がますます求められています。県内中小企業の事業継続への取組みを支援するため、BCP 作成等支援専門家派遣事業を実施します。

「BCP 作成等支援専門家派遣事業」概要

対象事業者	県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体等
内容	専門家を派遣し、BCPや事業継続力強化計画策定、企業の災害リスクの把握等に必要 な指導、助言を行います。
費用負担	無料
派遣回数	原則3回以内
申込方法	下記問合せ先までご連絡ください。

本事業の問合せ先

神奈川県 産業労働局 中小企業部中小企業支援課 中小企業支援グループ
☎ 045-210-5556
HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f39000.html>



神奈川県経営資源引継ぎ・事業再編事業費補助金

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐため、第三者への事業承継前に譲渡企業の常時使用する従業員だった者の雇用に関する費用に対し、経費の一部を補助します。

「神奈川県経営資源引継ぎ・事業再編事業費補助金」概要

対象事業	新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少などをきっかけとした第三者事業承継後に、譲受企業又は第三者へ代表者が変更された譲渡企業が、第三者への事業承継前に譲渡企業の常時使用する従業員だった者を県内において8割以上雇用し、知的財産等の経営資源引継ぎ・事業再編を行う事業とする。
補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助額の上限額	100万円（従業員1人当たり10万円、3月分とし、100万円を上限とします。）
事業実施対象期間	交付決定日から令和5年2月28日（火曜日）まで
募集期間及び応募方法	令和4年5月19日（木曜日）から令和4年12月28日（水曜日）※当日消印有効 ※ 予算がなくなり次第締め切ります。 ※ 交付申請書類等は、郵送で提出してください。

本事業の問合せ先

神奈川県 産業労働局 中小企業部中小企業支援課 団体指導グループ
☎ 045-210-5556
HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/keieishigenhikitugi.html>



神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金

コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を大きく受けている生活衛生関係営業の事業者の皆様に、営業の健全化や衛生水準の維持・向上を図っていただくため、省エネに資する設備等の整備費用の一部を補助します。

「神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金」概要

補助対象者	神奈川県内で、理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業を営む事業者
補助対象事業	照明設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等の省エネ効果があると認められる設備の整備費用
補助対象限度額	300万円
補助率	1/2以内
補助対象下限額	20万円
注意事項	・ 交付決定通知書交付後に契約及び発注を行い、令和5年2月28日までに納品及び工事完了となる設備整備事業が対象となります。 ・ 営業許可を受けている店舗（又は事業所）で営業において使用する設備が対象です。 ・ ドライヤー等の容易に店舗（又は事業所）から持ち運びが可能なものは対象外となります。 ※ 詳細はHPをご確認ください。
募集期間及び応募方法	令和4年8月15日（月）から令和4年10月31日（月）※当日消印有効 ※ 受付状況により、受付の終期は前後することがあります。 ※ 申請書類等は、郵送で提出してください。

本事業の問合せ先

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金 コールセンター
☎ 03-6833-6569
HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/koshuyokujo/r04seieibukkakoutou.html>



働き方改革推進支援助成金「団体推進コース」のご案内

時間外労働時間の削減や賃金引上げに向けた取り組みを行う団体を
支援する助成金ができました！

事業主団体(協同組合等)等が、構成事業主(組合員)のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取り組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

申請期限：令和4年11月30日(必着)まで

*予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合があります。

支給対象となる事業主団体

支給対象となる事業主団体等(※¹)は、3事業主以上(共同事業主においては10事業主以上)で構成する、次のいずれかに該当し、1年以上の活動実績がある事業主団体等です。

(1)事業主団体

- ア 法律で規定する団体等(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、一般社団法人及び一般財団法人等)
- イ 上記以外の事業主団体(一定の要件あり)

(2)共同事業主

共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を作成している等の要件を満たしていること

※¹事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超えている必要があります。詳細はHPをご確認ください。

支給対象となる取組

いずれか1つ以上を実施してください。

1. 市場調査の事業
2. 新ビジネスモデル開発、実験の事業
3. 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く)の事業
4. 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
5. 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展の事業
6. 好事例の収集、普及啓発の事業
7. セミナーの開催等の事業
8. 巡回指導、相談窓口設置等の事業
9. 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
10. 人材確保に向けた取組の事業

成果目標の設定

成果目標は、支給対象となる取組内容について、事業主団体等が事業実施計画で定める時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用すること。

支給額

以下のいずれか低い方の額

1. 対象経費の合計額
2. 総事業費から収入額を控除した額
3. 上限額500万円(※²)

※²都道府県単位又は複数の都道府県単位で構成する事業主団体等(構成事業主が10以上)に該当する場合は、上限額1,000万円になります。

問い合わせ先

神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課 045-211-7357

詳しくは、厚生労働省のHPをご確認ください。

HP：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>



製造業

食料品

パン 売上について前年比アップの回答が多い。販売価格のアップが寄与しているものと思うが、それ以上の原価高で状況は不変と悪化の回答がほとんどである。夏の暑さによる売れ行き減とコロナ急増によりイベントキャンセルが相次ぎ厳しい。

酒造 令和4年度7月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比125.97%と上回った。内訳は吟醸117.56%、純米吟醸92.57%、純米酒135.06%、本醸酒133.85%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比119.17%と上回り、合計で対前年比125.16%と前年を上回る結果となった。

ひもの 魚価、資材及びエネルギー等の諸物価高騰に加え円安も加わり経営は厳しい状況にある。期待の中元商戦も回復は見られず例年であれば期待できる夏休み期間中の観光客相手の売上もここにきて急拡大する新型コロナウイルス感染状況(第7波)からの期待薄である。

製麺 今月に入り新型コロナウイルス陽性患者が急増してきたので毎度のことながら皆さん出控えているのか月の中旬から出荷数や人出が減少しているように感じる。

木製品・木製家具

家具 ウッドショック以来の材料費高騰の1年となり、対抗策として企業は販売価格の値上げに踏み切らざるをえないが、多くの中小企業は苦慮している。

印刷

製本 製本会社や印刷会社の廃業・倒産が増えてきた。コロナ融資を返済猶予3年で受けていた会社の返済が始まってきており資金繰りに苦しむ会社が増えている。資材・人件費の高騰が続き価格転嫁が必須である。

化学・ゴム

石油製品 コロナ感染者が増えてきたことから、同居家族が濃厚接触者となり、自宅待機を余儀なくされる従業員が増えた組合員企業があるものの、操業に与える影響は無い。このような中、ある組合員は、「新車生産の落ち込みに伴い、新規油脂類の製造が激減しており、業界の景況は悪化している。」と話していた。

土石製品・窯業

碎石 県内の生コンクリート工場の出荷が引き続き低調(前年同月比3割減)となったため、骨材の出荷も同様に減少した。

鉄

塗装 前期は大型一括受注案件があり2021年5月~11月まで売上絶好調であった。今期は上記案件が終わり従来のビジネス形態に戻っている。このため今期売上は前期に比べ低下しているが、それでもコロナ禍のなか、特殊な人工衛星案件を受注し売上利益とも順調に推移してきた。8月以降は人工衛星案件が減少見込みで、先行きを心配している。

鋼

工業団地(相模原市) 操業度を反映する7月の共同受電使用料は前月比+10.6%となった。(前年同月比-5.1%)電気料金はエネルギー価格高騰に伴い前年比+46%となり各企業の負担は重くなっている。一部の企業は納入先への価格転嫁交渉をしているところもある。

金

工業団地(相模原市) 自動車の生産が思うように上昇しない。今だに部品供給不足感が大きい。また、トラックメーカーのデータ改ざんの影響が業界を越え、建機メーカーへも波及している。安定した生産環境へ戻るにはまだまだ期間が必要。

属

工業団地(伊勢原市) 相変わらず部材の値上げ要請は一方向に入ってくる。販売価格に反映したいが部材の値上げにまったく連動しない。

金属製品 中小企業はなかなか価格転嫁ができない状況が続いている。なおかつ燃料費・材料費が高騰し赤字になりそう。先月から仕事量も下がり始めている。

その他

工業中心の複合業種(川崎市) 受注も順調になってきた企業もあれば全く先の見えない企業もあり、厳しい状況は続いている。材料、資材はまだまだ入荷数の制限が掛かっているところも多い。

製造業

工業中心の複合業種(厚木市) 半導体関連の動きが活発化されているが納品に時間がかかっている。コロナ禍の生活環境の変化により、受注変化への対応が求められる。原油、原材料の高騰が顕著であり、売り上げ増加も価格転嫁の遅れにより収益は悪化。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	-13.5%	-6.5%	24.3%	-13.5%	-37.8%	-28.4%	-28.6%	-14.9%
製造業	-19.0%	-9.5%	28.6%	-9.5%	-42.9%	-19.0%	-28.6%	-14.3%	-47.6%
非製造業	-11.3%	-4.0%	22.6%	-15.1%	-35.8%	-32.1%	—	-15.1%	-28.3%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJI)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJI値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方に表した。KJIとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は変わらず3割減が続いている。コロナオミクロン株の感染拡大により感染者と濃厚接触者が増加し、一時的な人手不足になっている組合員が多い。
	再生資源 金属原材料全般5月連休明けから続落。
	卸回地 売上についてはようやく前年同月比で増加となったが新型コロナ禍以前(2年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部の企業では2年前比増収)一方果ごもり需要による特需で増収の企業もあるが取扱商品・販売ターゲットによって業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵襲等による原油高、半導体不足、小麦不足等によって海外調達遅延、仕入価格上昇、物流経費増加によって受注失墜し売上減少しているものもあり、また全需の変動費増加による収益悪化が表れている。現時点では仕入価格の上昇を販売価格に中小企業が転嫁することが厳しい状況。
売	リサイクル (横浜市) 新聞・雑誌：韓国メーカーが高値を付けているがロシアからインド向けへの新聞用紙の輸出も順次再開しており、製品価格は下落し始めている。段ボール：6月末に欧州品が急落したことを受けて日本品も下落、7月に入っても少しずつ下落している。回復の見通しがたつておらず、しばらく弱含みが続くものと思われる。台湾メーカーも原料在庫が余剰となっており8月積みの新規契約を見合わせているが再開後は東南アジア市場をベースにした価格設定を行ってくるものと予測される。
	リサイクル (大和市) 古紙市況は問屋への入荷、在庫が前年同月比でマイナスが続いており、季節的要因もあるが需給とともに減少傾向が見込まれる。また、2022年度下半期の消費計画の見込みとしては、ダンボールは計画より減少、新聞と雑誌は数量を伸ばすことが見込まれている。鉄スクラップ市況はメーカーで夏季減産期による需要低下、市中発生量も低調なため総合的に軟調ムードが続いている。アルミ市況は半導体不足による自動車産業の減産が7月半ばで徐々に直立りつつあり、海外のマーケットも落ち着きが見込まれることから、下半期の見通しが期待される。
	料理材料卸 売上は増加となっているがコロナ前にはまだまだ届いていない。7月前半は6月以上に盛り返しが見られたが15日以降は売上停滞が見える。感染者の急激な増加により社員給食や各飲食店の来店数の減少が今後8月中旬までは続くと考えられる。
業	菓子 夏季の業界は不況である。7月は地域によりお盆なので期待したが低調。
	化粧品 メーカーによる経費削減により県内の事業所がなくなった。
	食肉 円安になり輸入肉と国産肉との価格差が減少している。
	青果 (小田原) 高値が続いていた玉葱も淡路島産の作柄がよく又8月以降に出荷が見込まれる北海道産も生育良好とそろそろ例年並みに落ち着きそうである。しかしながら国産果物の価格が国内市場の縮小や円安の進行により高く売れる輸出向けに販路を広げているため"高値の果物"になりそうである。
	青果 (横須賀) 7月に入り、梅雨明けであったが天候不安定で2回目の梅雨入りの状況が続く全国各産地で高温、大雨の影響があり、野菜・果実ともに入荷不安定で相場は例年に比べ、高値であった。輸入野菜果物ともに依然入荷量が少なく高値が続いている。下旬になり猛暑が続き客足は悪く需要は低迷し、販売には厳しい状況が続いた。相対的には販売量前年比80%・販売高前年比100%であった。
売	鮮魚 相変わらずの入荷量減、不安定な天候による来店客の減少、物価高による魚離れを感じる。
	電気 夏物商品、特にエアコンに関しては非常に心配していたが供給については納期は一部即納ではなかったが対応はできた。
	燃料 7月に入りロシアによるウクライナ侵襲の長期化による地政学リスクの影響から当面原油価格情勢はドバイ原油で100ドル~110ドル台を中心に荒い値動きが想定される。また、7月下旬に原油価格が3週ぶりに反発し、3円強引き上がる状況。これにより元売仕切価格も上昇傾向となる。
	共同店舗 コロナにより空き店舗が発生し(倒産)その後も空き店舗のまま。
	タイヤ販売 新型コロナ第7波の影響がアクティブイティの低下によりタイヤ需要は下がっている。また原油高騰によるタイヤの値上げが4月より始まったことで需要が下がっている。ウクライナとロシアの戦争の影響で更に原油が高騰したことから9月・10月よりまたタイヤの価格が上昇する。不安は増えるばかりである。
商	商店街 (横浜市) ウクライナ問題や円安などでさらに物価が高騰しそうである。消費者・販売者にとってもまた商店街にとってさらに厳しい状況になり当商店街でもチェーン店の縮小が始まりました。
	商店街 (横浜市) 第7波の流行とともに商店街への人通りが減少。特に飲食店の客入りが悪化してきている。
	商店街 (横須賀市) 7月期は新型コロナウィルス[第7波]による感染急拡大と連日気温が高く、戻りつつあった来街者が減少している。8月期も厳しい状況が続く見通しである。
店	商店街 (藤沢市) 現金決済に拘りキャッシュレス決済に躊躇している店舗では売上が伸び悩みが顕著である。また、コロナ禍を理由に営業時間短縮や休業をしている店舗は低迷している。全体では多少売上・客数が戻りつつある。

サ	温泉旅館・ホテル 感染者の増加と連動してキャンセルが増加した。新規予約も鈍化してきている。
	医療業 【薬剤】9月まで薬品価格交渉を妥結しなければならぬが、現状では、メーカー、卸の値上げ攻勢で厳しい。薬価の改定について厚労省(国)の政策が変わらない限り医療機関、薬局は厳しい冬の時代である。 【給食】事業利益が赤字になるまで値上げはしない(総会方針)、開設以来18年目を迎え、設備の劣化が激しく、修繕費が上昇している。 【コロナ関連】陽性者数(陽性率)の激増により、一部他の診療に影響を及ぼしている。PCR・抗原検査、ワクチン接種は、いずれも飽和状態に向かっている。入院ベッドも使用率が上がっている。院内感染に敏感となっている。
	建物 募集しても人がこなくて現場の欠員が埋まらず社員が駆り出されている状態である。人手不足が続いているので新たな仕事が獲得できず売上高も増やすことができない。また人手不足で賃金相場も上がっているのが苦しい状況が続く。
ビ	ファイナンシャルプランナー 組合員の加入状況は新型コロナの影響で去年は減少傾向であった。本年度から加入希望者が増加傾向になってきたがまた再び新型コロナの感染が拡大してきたのでこのまま加入希望者増加傾向が続く心配している。
	情報サービス業 前年同月と比較すると、5G関連業務が増加傾向に転じ、それに伴い収益状況も好転している。ロシアのウクライナ侵略、為替相場の円高、物価高騰で日本経済が低迷し、中小IT企業への影響が懸念される。コロナ感染が再燃し、さらなる半導体不足など、今後の日本経済・IT業界への影響が懸念される。売上はほぼ順調だが、下期は不透明である。
ス	建築設計 建設業界では建設資材価格の高騰が相変わらず続いている。特に、鉄筋の価格が過去最高となり今後の建設工事に影響が懸念される。横浜市の公共工事設計は予定通り発注されているが、工事価格の設定が難しくなっている。その他、小規模な改修計画は随時公表されている。
	柔道整復師 新型コロナの影響から高齢者の来院数は大幅に減少し、売上高も療養費総請求額ベースでは今月は過去最低を記録しそうな気配がある。今年4月の統計によれば、療養費総請求額は対前年同月比で89.2%となっており減少傾向が鈍化したかのように思えるが、実際には外出自粛要請期間中であつた前年同月の療養費総請求額の10.8%ほど昨年を下回っていたことを考えると、急激な売上高の悪化が生じていると言わざるを得ない。
業	自動車整備業 新車の納期遅れが続いているため整備して乗る人が増えてきたように感じる。
	管工事 コロナ感染拡大で業界が人手不足を抱え民間需要に対応できていないのが実情である。工事に必須な資材価格が高騰し、製品の供給も十分でない。何にしても民間・公共問わず投資へ期待したい。
建	電気工事 材料の入手が困難。労働力不足が若干改善した。
	板金工事業 材料・資材の価格高騰により利益減少になる不安がある。個人客からの工事延期などが多くなっている。
設	空調設備工事 資材の値上がり、原油の値上げなどで利益が出ない。
	畳工事 材料費が高騰。中でも中国産畳表の価格変動の影響で1枚当たり100円~200円の上昇の可能性あり。畳べりは注文が入ってから製造する工場もある。7月31日(日)技能検定実技試験を実施。
業	道路貨物 5月以降全体的に荷動きが悪くなっており、6月以降好調であった小口貨物も減少し、下請け輸送も減っている。燃料高騰の影響は大きく、なんと下持ちこたえていた中小事業者も限界であり、値上げを認められない事業者は利益の減少と人材不足により事業の継続を余儀なくされ、休業や廃業を届け出る事業者が増えてきている。
	道路貨物 衛生関連輸送は堅調。海上コンテナ輸送は上海のロックダウンの影響により緊縮がある。依然として燃料費の高止まりが収益に悪影響を及ぼしている。
非	歯科技工 受注量は前年同月より増えているが、ライフレインや原材料の仕入れ価格が上昇した。したがって支出が多く収益状況は変わらなかった。
	不動産 土地に関しては売り物件が少なくコマの取り合いで高値取引が続いているがエンドユーザーの購入控えて販売が思うようにならず悪循環が続いている。
造	
業	

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第60回



成田博隆 先生
所長
成田公認会計士事務所

Q. 私どもの協同組合では共同購買事業を中心に事業活動を展開しております。この事業に関しまして、組合は組合員の使用する材料等を仕入れて組合員に販売しております。5月下旬に開催された組合員総会では前事業年度の剰余金処分につきましては利用分量配当金として組合員に対して総額620万円を支払うことが承認されました。尚、組合の消費税の会計処理は税抜経理です。

利用分量配当金を支払う際の次の疑問点にお答えください。

1. 利用分量配当は剰余金の処分であるため、出資配当金と同様に消費税の対象とはならないのでしょうか。
2. もし、利用分量配当が消費税の対象となる場合には、組合員総会で承認を受けた剰余金処分額を税込金額として認識すべきですか、それとも税抜金額として認識し、利用分量配当金の支払対象となる組合員に対して配当金額の払込を行う際に消費税を加えて払い込むべきでしょうか。
3. 2の質問に関連しますが、もし消費税を加えて払い込むべきものである場合には、組合は組合員に対して支払う消費税の金額を決算整理事項として認識する必要がありますか。それとも、翌事業年度に開催される組合員総会で承認された期日で認識するのが正しいのでしょうか。

A1. 組合は組合員に対して事業で使用する材料等を販売しています。これは組合が組合員に対して課税資産の譲渡等であり、消費税法上の取り扱いとしては課税取引となります。

消費税法基本通達14-1-3で協同組合等が支払う事業分量配当金の消費税の取り扱いについて協同組合等の売上げに係る対価の返還等に該当するものとしています。

A2. 剰余金の処分については対価を得て行う資産の譲渡等とは考えられませんので、税込金額と認識することには無理があります。剰余金の処分額そのものは税抜金額と解されます。

上述の通達で明らかにされているように、協同組合等の売上げに係る対価の返還等に該当するため、組合員に対して利用分量配当金の払込を行う際に消費税を加えて払い込むべきです。

尚、ご質問に直接関連するわけではないのですが、組合の消費税の会計処理を税込処理で行う組合は、剰余金処分額を税込金額として認識しなければならない点に留意して下さい。

A3. 国税庁消費税法課が平成12年に公表した「消費税審理 事例検索システム」の中の「11-20」でも、「……その金額の通知又は支払をした日にかかわらず、法人税と同様に当該事業分量配当金に係る取引のあった課税期間において控除してよいか。」との問いに対して答えは「そのとおり取り扱って差し支えない。」となっています。従って、組合は組合員総会で承認された期日ではなく、決算整理事項として認識する必要があります。

以下に参考条文等を掲げます。

法人税法

第60条の2 協同組合等の事業分量配当等の損金算入
協同組合等が各事業年度の決算の確定の時にその支出すべき旨を決議する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

- 一 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額
- 二 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

法人税法基本通達14-2-1 事業分量配当の対象となる剰余金

法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しないことに留意する。

(注) 事業分量配当又は従事分量配当に該当しない剰余金の分配は、組合員等については配当に該当する。

消費税法基本通達14-1-3 協同組合等が支払う事業分量配当金

法人税法第60条の2第1項第1号《協同組合等の事業分量配当等の損金算入》に掲げる協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち課税資産の譲渡等の分量等に応じた部分の金額は、当該協同組合等の売上げに係る対価の返還等に該当することに留意する。

組合個別 専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

次回日程

◎ 法律、税務・経理、労務

令和4年

10月5日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸 今月の品

『かながわの名産 100選』より



#60 足柄牛

黒毛和種と乳用種の交配から生まれた足柄牛。足柄の自然豊かな自然環境の中で、ミネラル豊富な丹沢水系の湧き水で育つ。足柄茶の粉末を配合飼料に加えることで、艶のある健康な牛へと成長させる。風味豊かできめの細かい肉質が特徴。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。「かながわの名産100選」は県HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
 神奈川県 国際文化観光局 観光課国内プロモーショングループ
 TEL: 045-210-5767 (直通)

8月号訂正のお知らせ

8月号で紹介した「厚木シロコロ・ホルモン」は、現在「厚木のホルモン」として紹介されています。

編集後記

知らない間に犬が近所で有名になっていました。子犬の可愛らしさを使ってお散歩の度に近所の人に愛嬌を振りまいているようです。向かいの家の人からは野菜をもらって帰ってきます。隣の



家の人には姿が見えないと吠えて呼び出し抱っこをオネダリします。子犬なのに世渡り上手です。
 情報調査部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
 組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
 情報調査部 TEL:045-633-5134
 もしくは組合担当者まで

ICG 神奈川県信用保証協会



LINE
 友だち募集中

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～
 かながわの中小企業を
 応援します



メリット

- 1 セーフティネット保証等の別枠保証もごぞいます
- 2 資金調達がスムーズになります
- 3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部
 045(681)7178

川崎支店
 044(222)7811

小田原支店
 0465(23)0138

横須賀支店
 046(822)3821

藤沢支店
 0466(23)0792

厚木支店
 046(221)0633

相模原支店
 042(752)0575

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」[特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)]「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)



神奈川県中小企業団体中央会
ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、1億円を大きく超えた判決となるものがあり、脳・心臓疾患と精神障害によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-641-2158）までFAXしてください。

貴社名		所属組合名	
ご住所			
ご担当者名			
TEL		FAX	
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 神奈川支店横浜第二支社
住所：横浜市西区高島1丁目2-5(横濱ゲートタワー21階)
TEL：045-274-8916
FAX：045-641-2158

案内図



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR関内駅北口 徒歩5分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩3分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩7分